

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合財務規則

平成7年8月30日
規則第2号

改正 平成18年1月23日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定に基づき、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財務に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の財務に関しては、法令、条例又は他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、匝瑳市財務規則(平成18年規則第65号)の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成18年1月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。